

一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金 Q&A (2026.4.22 時点)

No.	質問	回答
A 制度全般		
A-1	どのような制度か。	エネルギー価格高騰に苦しむ中小企業が省エネルギー診断において提案された省エネルギー対策に係る設備への更新又は既存設備の改良に要する経費の一部を補助することにより、エネルギー使用量を低減しつつ生産性向上を図ることで脱炭素化を促進することを目的とした補助制度です。
B 補助対象者		
B-1	本社の所在地は一宮市内だが、市外の工場で省エネ設備を更新する場合は対象となるか。	一宮市内に補助金の交付の対象となる事業を実施する事業所が所在している必要があるため、対象外です。
B-2	本社の所在地は一宮市外だが、一宮市内の工場で省エネ設備を更新する場合は対象となるか。	一宮市内に補助金の交付の対象となる事業を実施する事業所が所在していることから、対象となります。
B-3	一宮市外の A 工場にある設備を更新し、一宮市内の B 工場に移設し設置する場合は対象となるか。	同一事業所内での設備更新が対象です。
B-4	みなし大企業の子会社は補助対象か。	みなし大企業自体は補助対象外ですが、みなし大企業の子会社や孫会社は補助対象となります。
C 省エネルギー診断		
C-1	過去に省エネ診断を実施したが、再度実施をする必要があるか	交付申請日前の3年以内に診断を受けた省エネ診断まで有効です。
C-2	省エネ診断の手配はどのように行えばよいか。	①一般財団法人省エネルギーセンターが実施する「省エネ最適化診断」 【 https://www.shindan-net.jp/service/shindan 問合せ先 ☎03-5439-9732】 ②一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する「省エネ診断」(ウォークスルー診断、IT診断)

		<p>【http://shoeshindan.jp 問合せ先 ☎0570-000-680】</p> <p>③一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する「省エネ診断」の登録事業者による省エネ診断</p> <p>【http://shoeshindan.jp】</p> <p>④愛知県が実施する「伴走型省エネ診断」</p> <p>【https://www.pref.aichi.jp/press-release/chiikigurumi-decarbonization.html 問合せ先 ☎052-954-6242】</p> <p>が対象です。</p> <p>手配は、各実施主体に直接お問い合わせの上、お申込みください。</p>
C-3	省エネ診断の受診は、申込からどれくらいでできるのか。	各実施主体に直接お問い合わせください。
C-4	省エネ診断の実施範囲はどこまで診断をする必要があるか。	事業所全体又は更新する設備単位での診断が必要です。
C-5	提出する省エネ診断報告書は市で書式があるか。	<p>報告書の書式は任意です。ただし、以下の点が報告書に記載されている必要があります。</p> <p>(1)年間のエネルギー使用量及び年間の温室効果ガス排出量</p> <p>(2)エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減に資する措置の内容</p> <p>(3)年間のエネルギー削減量、年間の温室効果ガス削減量及び年間エネルギーコスト削減額</p>
C-6	民間事業者が実施する省エネ診断は対象となるか。	一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する「省エネ診断」の登録事業者による省エネ診断であれば対象になります。
C-7	空調設備の更新で補助金の申請をしたい場合、省エネ診断にて空調設備の更新の提案を受ける必要があると思うが、提案内容をあらかじめ希望	<p>各実施主体に直接お問い合わせください。</p> <p>(一財) 省エネルギーセンター</p> <p>☎03-5439-9732</p>

	することは可能か。	(一社) 環境共創イニシアチブ ☎0570-000-680 【参考】 (一財) 省エネルギーセンター「省エネ最適化診断」 申込書「特に診断を希望される内容」欄に希望する設備を記載することが出来ます。
C-8	あらかじめ更新を予定する機種や型式が決まっている場合、省エネ診断の提案内容を指定することは可能か。	各実施主体に直接お問い合わせください。 (一財) 省エネルギーセンター ☎03-5439-9732 (一社) 環境共創イニシアチブ ☎0570-000-680
D補助対象事業		
D-1	集合住宅の共用部の設備更新は対象となるか。	集合住宅の共用部は補助対象外です。
D-2	事業所と居宅とで兼用している設備の更新は対象となるか。	「居住の用に供する空間」の設備更新は対象とならないため、兼用している設備については対象となりません。明確に区分けできる場合のみ、対象となる場合があります。
D-3	愛知県から当該事業に係る他の補助金の交付を受けたが、対象になるか。	補助対象設備について、国庫補助金、他の自治体からの補助金及び一宮市から他の補助金の交付を受けている場合は、対象外です。
D-4	リースの場合は対象となるか。	対象外です。
D-5	老人ホームなどの社会福祉施設の利用者の個室や共用部分に係る設備も対象となるか。	「居住の用に供する空間」および「集合住宅の共用部分」とみなしますので、対象外です。利用者が普段立ち入らない部分(事務室や厨房等)は、明確に区分けできる場合のみ、対象となる場合があります。
E 補助対象設備		
E-1	省エネ診断の改善案に記載のない省エネを図る設備を導入したいが、対象となるか。	対象外です。
E-2	省エネ診断の提案書には、型番〇〇設	原則、提案書に記載された性能を有する設

	備を導入と記載があるが、同等の機能を有する別の型番△△設備を導入することも対象となるか。	備の導入が対象となります。 ただし、型番等が異なるが提案書の設備と同等もしくはそれ以上の省エネ性能を有すると確認できる場合は対象となる場合があります。
E-3	省エネ診断の提案書にある型番の設備が新型への更新や資材不足等により手に入らない場合、どうしたらよいか。	ご自身で同等もしくはそれ以上の省エネ性能を有する設備を探していただく必要があります。その場合、エネルギー削減量を再度計算していただく必要があります。
E-4	LED照明設備からLED照明設備への更新でも補助対象になりえるか。	省エネ診断において、年間のエネルギー使用量の削減に資することが認められ、LED照明からLED照明への更新の提案がなされれば対象になりえます。
E-5	エネルギーマネジメントシステム(EMS)の導入は対象となるか。	補助対象事業である設備更新または既存設備の改修に該当しないため、対象外です。
E-6	他社から仕入れた設備を自社で設置工事する場合は対象となるか。	補助対象者が自ら製造、販売又は設置をするものは対象外です。
F 補助対象経費		
F-1	省エネ診断に係る費用は対象となるか。	対象外です。
G 交付申請		
G-1	交付申請はいつまでにすればよいか。	事業着手予定日の14日前までに申請してください。なお、交付申請前に事業着手することは認められません。
G-2	工期の都合上、交付決定前に事業着手(工事請負契約の締結)したいが、どうしたらよいか。	交付申請を行った場合は、工期等のやむ得ない理由がある場合に限り、交付決定前に着手することが可能です。希望される場合は、交付決定前着手届の提出(電子申請可)をしてください。ただし、審査の結果交付決定がおりない場合がありますのでご注意ください。
G-3	一宮市内に2つの事業所があるため、それぞれで2回交付申請できるか。	交付申請は一つの補助対象者あたり同一年度内に1回が限度となります。2つの事業所に係る事業で申請したい場合、1回の

		申請でまとめて申請をすることになります。
G-4	交付決定後に、交付申請時に提出した事業内容から型番・見積額等の変更があった。どうすればよいか。	交付申請時の内容から計画変更があった場合は、様式第4「一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金計画変更届」の提出が必要です。なお、計画変更により補助金の交付申請額（交付決定額）を増額することはできません。
G-5	交付申請添付書類の「h 一宮市税の未納のない証明の写し」とはどこで入手すればよいか。	一宮市役所本庁舎3階市民税課にて取得をお願いします。証明発行手数料が1事業所につき300円かかります。 詳細はウェブページをご確認ください。 【 https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/zaimu/shiminzei/1043975/1010107/1054392.html 問合せ先 ☎ 0586-28-8962】
H実績報告		
H-1	実績報告添付書類の「領収書の写し」について、振込で支払をしたが、必要か。また、収入印紙は必要か。	振込で支払を行った場合にも、領収書が必要です。また、収入印紙についても必要です。